



日本経済団体連合会は16日、「令和8年度税制改正に関する提言」を公表した。研究開発税制の維持・強化や、国内投資を積極的に奨励する企業に対して、即時償却や税額控除などを盛り込んだ、大胆な設備

投資減税措置の検討、インセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、業種連動給与の対象拡大などを提言した。

設備投資減税措置では、書面による簡易な確認手続とするなど、使い勝手の良い簡素な仕組みとし、対象業種

や設備等についても、幅広い業種におけるソフトウェアを含めた投資を促していくため、業種を絞らず広範な設備等を対象とする必要があるとしている。

業種連動給与の対象拡大では、一定の非財務指標を業種連動給与

の算定基礎として認めよう、所要の措置を講じるべきとしている。

具体的には、サステナビリティが重要な経営課題であるという認識の下、非財務指標に連動するインセンティブ報酬の普及が進んでおり、3月に公表されたサステナビリティ開示基準(SSB J基準)

では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているかどうか

や、組み込む方法等の開示も要求されているなどとして、一定の非財務指標を業種連動給与の算定基礎として認めるよう求めている。

また、キャッシュ・フロー(営業キャッシュ・フロー)をはじめとして、企業の経営において重要とされる財務指標についても、

監査を受けた開示書類に記載された数値は客観性や透明性が担保されていると考えられる

ことを、業績連動給与の算定基礎に含めるように見直すべきとしている。

そのほかに、少額減価償却資産の特例措置については、近年の物価上昇を踏まえ、上限の引上げを検討すべき

としている。

また、公的年金等の受給者に係る基礎控除等

の引上げの反映は、7年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこととなった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたことで、これまで同申告

書が届いていた人でも、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しないケースがあると注

意を呼び掛けている。他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

等の引上げの7年分の所得税への反映は、7

年12月の年金支払い時に改正後の一定の基礎控除額を用いて計算

すべき金額が生じる場合には原則として、その金額が還付される。

ただ、同じく7年度改正で創設された特定親族特別控除や変更のあった扶養親族等の要件を新たに満たすこと

となった親族にかかる扶養控除等の適用を7年分の所得税で受ける場合は、原則として確定

申告をする必要がある。

今年中旬から順次、公的年金からの源泉徴収の対象となる人に8年分の扶養親族等申告書を送付しているが、源泉徴収の対象となる金額が引き上げられたこ

とで、これまで同申告書が届いていた人で

も、8年分からは源泉徴収の対象外となり、同申告書を送付しない

ケースがあると注

意を呼び掛けている。

他方、公的年金等の受給者に係る基礎控除

### 7年分の年調から調書方式による住宅ローン控除

## 年末残高情報は控除証明書に記載されて交付

### 勤務先がデータ不可 国税庁のシステム利用し書面に

令和7年分の年末調整から、調書方式による住宅ローン控除の適用を受ける人が始まる。調書方式では、国税庁から年末残高情報の提供を受けることが、初年度の確定申告時にe-Taxによる交付を希望する場合、2年目以降は毎年、年末残高情報が記載された「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」が交付される。勤務先に提出する給与所得者の住宅借入金等特別控除証明書には年末残高情報が記載されているため、証明書方式のように金融機関等から交付される年末残高証明書を添付する必要はない。なお、勤務先が年末調整において電子データの受付をできない場合は、国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、書面で出力して提出することになる。

とも可能となつている。マイナンバーカードの発行を受けていないなどの理由により、マイナンバーを通じた年末残高情報を受け取れない場合は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等により年末残高を確認することになる。翌年以降の年末残高情報は、年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書に記載されて交付される。この控除証明書は、初年度の確定申告時にe-Taxまたは書面による交付を選択することができる。ただし、書面による交付は、2年目以後の住宅ローン控除適用期間に係る控除証明書がまとめて送付されるため、年末残高情報は2年目の年分高情報として(6月

数年前に家を買った。当時はまだ住宅価格が高騰していなかった。借入れ金利も過去最低水準だった上、住宅ローン控除は控除率が10%、控除期間が13年間だった★今、自宅近くは住宅価格がおそろしいほどに上がっている。東京23区内では、かつて高級マンションの代名詞とされた「億ション」が当たり前の世界になりつつある。金利も大幅に上昇した。それにもかかわらず、住宅ローン控除は縮小されてしまった★これから家を買おうとする特に若い人たちが不憫でしようがない。物件価格の高騰を受けて、最近では夫婦のペアローンや期間35年超のローンの利用が増えているとも聞く。こんな状況では、とてもじゃないが少子化に歯止めをかけることは難しい。住宅ローン控除の拡充など国はできる限りの支援策を講じるべきだ。(こ)

令和 7年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

351-0016  
朝霞市青葉台1丁目100

国税 太郎 様

左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。

令和 7年 11月 17日  
朝霞 税務署長 税務 花子

イ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合
令和 6年 1月 1日	33,000,000 円	100 %	100 %	20,000,000 円	100 %	100 %

チ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			住宅の区分等
	増改築等の費用の額	居住用割合	連帯債務割合	
令和 年 月 日	円	%	%	認定住宅・新築・特例対象個人

住宅借入金等の年末残高に関する事項		
住宅のみ	カ 土地等のみ	ヨ 住宅及び土地等
円	円	48,000,000 円

調書提出者：国税銀行京橋支店  
ほか 2件・借換有・借換後当初金額 48,500,000円

(参考)適用初年分の控除額 350,000 円

年末残高情報が記載された控除証明書部分のイメージ

### 能登半島地震

## 石川県輪島市など申告・納付期限は10月31日

### 期限延長措置はすべて終了に

国税庁は12日、「令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町における終了について」を公表した。同庁は、同日付同庁告示第18号により、被災後の状況や自治体の意向を踏まえて、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町において、令和6年10月31日とする。ただし、能登半島地震の影響により期日までに申告・納付等ができていない場合には、所轄

珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に納税地がある人については、6年1月1日から7年10月31日まで法定納期限が到来する国税の申告・納付等の期限を7年10月31日とする。また、申告は可能である。また、能登半島地震の影響により期日までに申告・納付等ができていない場合には、所轄

税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き期限延長措置を受けることが可能だ。この手続きは、申告等と同時に申請することも可能で、同庁は、状況が落ち着いてから最寄りの税務署に相談するよう呼び掛けている。また、申告は可能である。また、能登半島地震によって、今回の告示を

躍進する井原グループ  
総合建設業

**井原工業株式会社**  
代表取締役 井原 伸

**三星道路株式会社**  
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
4-2-18  
電話 (0896) 24-4435(代)

社会に貢献する  
優良企業

**カミ商事グループ**

**カミ商事株式会社**  
代表取締役社長 井川 博明  
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号  
電話 (0896) 代表二二一五四〇〇

**愛媛製紙株式会社**  
代表取締役社長 井川 和永  
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地  
電話 (0896) 二四一三三三〇

**日本興運株式会社**  
代表取締役社長 井川 正  
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号  
電話 (0896) 代表二四一三五〇

# 全国国税局長会議を開催

## KSK2の導入による影響など議論



国税庁は11、12日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局長会議を行った。写真。会議では、「KSK2

ます、「KSK2の一事務年度は順次、職員周知・広報を行って「導入」については、今が事務運営についての見解を深めるための職

の導入」「GSS環境への移行、デジタル化の推進(マイナポータルなど)」「コンプライアンスに定めた事務運営」「キャッシュレス納付の利用促進等を図るための取組み」を主なテーマに意見交換を行った。

「KSK2の一事務年度は順次、職員周知・広報を行って「導入」については、今が事務運営についての見解を深めるための職

また、国税組織として、リスク管理の観点から万が一の事態の備えを万全にしておくことが必要であることが、開発の進捗遅れやリリース後にシステム障害が発生した場合の対応など、リスクへの正しい認識についても同庁から各局へ伝えていく方針だ。

また、「マイナポータル連携」の推進については、今事務年度、各局に順次GSSが導入されている中で、導入に伴う変化を奇貨として、業務運営の改善や効率化に主体的に取り組むことが導入する意義の一つであるとして、幹部を含めたすべての職員でBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)を推進してい

「キャッシュレス納付の利用促進等を図るための取組み」については、各局において課税部・徴収部など部署横断的などのように連携・協調して取組みを行っているのか、金融機関や税理士などの関係者の協力をどのように得るのかなど、キャッシュレス納付の利用促進についての取組方針や取組状況などについて、各局が意見を交換した。

### e-Taxソフト バージョンアップすれば解消 申告書等データが表示されない事象

国税庁は16日、5月に公表した、e-Taxソフトにおいて通常と異なる画面表示になること、作成した申告書等データが「送信可能一覧」に表示されない事象について、e-Taxソフトをバージョンアップすること

このマイナポータル連携を利用するには事前準備が必要となっており、e-Taxからの情報取得の手続きにおいて、マイナポータルが必要となるが、iPhoneのマイナポータルも利用できることになる。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

「コンプライアンスに定めた事務運営」については、これまで納税者のリスクや非違類型に定めて調査の重点化を行い、真に調査必須度の高い納税者に対してできるコンプライアンスリスクに応じた事務運営の構築に努めてきた。直近では、追徴税額等の指標を表れにくいけれども対応を要する分野として、国際・富裕層や消費税不正還付等への対応が求められている。こうした中で各局の事例も踏まえた課題等について議論した。

事象の解消に当たっては、e-Taxソフトのバージョンアップが必要となっており、同庁では、e-Taxソフトのバージョンアップ方法を同庁ホームページに掲載している。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

### e-Tax iPhoneのマイナカードに対応

国税庁は16日、同日から、e-Taxにおいて「iPhoneのマイナポータル」に対応したと公表した。これにより、マイナポータルをiPhoneで読み取らなくても、e-Taxへのログインや署名ができるようになる。また、機種によって異なるが、利用者証明用電子証明書に設定したパスワード(4桁の数字)を入力する代わりに、生体認証が利用できるようになる。なお、iPhoneのマイナポータルカードを利用するには、マイナポータルアプリを使って、マイナポータルカードをiPhoneに追加する必要がある。

iPhoneのマイナポータルには、マイナポータルに記載された氏名、住所、生年月日及び性別並びにマイナバー(基本4情報等)が搭載されているため、e-Taxのマイページから初めて「給与所得の源泉徴収票情報の取得希望の手続」を行う際にも利用できるという。

給与所得の源泉徴収票情報は、マイナポータル連携が可能となっており、所得税の確定申告において、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」からマイナポータルカードを利用してe-Taxで申告する際、勤務先がe-Tax等で税務署に提出した給与所得の源泉徴収票の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができ

このマイナポータル連携を利用するには事前準備が必要となっており、e-Taxからの情報取得の手続きにおいて、マイナポータルが必要となるが、iPhoneのマイナポータルも利用できることになる。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

「コンプライアンスに定めた事務運営」については、これまで納税者のリスクや非違類型に定めて調査の重点化を行い、真に調査必須度の高い納税者に対してできるコンプライアンスリスクに応じた事務運営の構築に努めてきた。直近では、追徴税額等の指標を表れにくいけれども対応を要する分野として、国際・富裕層や消費税不正還付等への対応が求められている。こうした中で各局の事例も踏まえた課題等について議論した。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

また、マイナポータル連携は、納税者の利便の向上を図りつつ事務処理の効率化が進んでいることから、幹部によるトップセールスを含めた利用促進の取組みを計画的に進めていく。

**昭和本材株式会社**

本社：東川町西町10丁目1番3号  
 ☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター  
 東川町西町10丁目1番3号  
 ☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号  
 ☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉  
 石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉  
 ☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場  
 秋田県大館市松木境4-2  
 ☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県紫波郡矢野町流通センター南3丁目8-3  
 ☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2  
 ☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5  
 ☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21  
 ☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋市中区東3丁目501番  
 ☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7  
 ☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター  
 香川県丸亀市土器町北2丁目63-1  
 ☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。  
 「生命の未来」のために尽くしたい。

農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社

**小田島商事株式会社**

代表取締役社長 小田島 隆

本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地  
 TEL 0198(26)4151

営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸  
 古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌  
 帯広・釧路・北海道物流センター  
 家畜衛生食品検査センター  
 プレミック工場  
 卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる  
 スケールとネットワークで  
 「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場  
 「ISO9001」を認証取得しております。

◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

**株式会社 小山商会**

代表取締役 小山 喜雄

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)

仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)

東京支店 東京都大田区矢野町一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)

名古屋支店 名古屋市中区熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)

大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)

営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央  
 静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台  
 工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

# 上振れで初の80兆円台到達の可能性も

## 7年度の国税

国の税収が大幅に伸びている。令和6年度の国の税収は5年連続で過去最高を更新。7年度予算でも6年連続で過去最高となる7兆8190億円を見込む。また、内閣府が8月7日に公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、8年度の税収を前回・今年1月の試算から上乗せして8兆8000億円と見込んだ。初の80兆円台が視野に入った上で、税収が今後も基調的に増加することを想定している。

## 豊かさの実感にはつながっておらず

同試算にある記述によると、税収は家計の所得や消費、企業収益等のマクロ経済の姿に連動し、名目GDPと相関が強い。そして名目GDPは物価の影響を大きく受ける。経済成長に応じて税収がどの程度増加するかを表すものとして、税収の伸び率を名目GDP成長率で除した「税収弾性値」という数値がある。財務省は「令和7年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の中で、名目GDP成長率を2.7%と見込んでいたが、現在は同3.3%に上方修正。仮に4-6月期の

D P成長率に弾性値1.2を乗じた数字(6年度までは同1.1を乗じていた)をもとに税収を推計している。

内閣府が8日に発表した7年4-6月期のGDP速報(2次速報値)によると、同期の名目GDP成長率は年率換算で6.6%と高い伸びを示した。政府見通し通りの名目経済成長率達成で80兆円台到達の可能性がある

と指摘している。

他方、物価の影響を考慮した実際の購買力をもとに算出する実質賃金は過去12カ月で、

低下傾向や賃料の上昇傾向によって収益性が向上していることか

ら、地価上昇が継続しているなどの特徴がみられるとしている。

また、好調なeコマース市場による大型物流施設用地等に対する需要を背景として、高

速道路等へのアクセスが良好で労働力も確保しやすい工業地では、

引き続き高い上昇を示し、6年能登半島地震等により、大きな被害を受けた地域では、地

価の下落が継続しているもの、下落幅は縮

小したとしている。

今回は、大阪・関西

万博のテーマとして掲げられている「いのち輝く未来社会のデザイン」を踏まえて、公認

講師を招いての記念講演も開催しており、今

回は、建築家の隈研吾氏が「緑の時代」をテ

ーマに講演した。

は、宿泊税の納入申告

手続きについて、地方

団体が設定可能な申告

区分の上限を3段階から

10段階に変更。これ

により、京都市のよう

な申告区分が4段階以

上の地方団体への納入

申告手続きが可能とな

る。

データ作成支援ソフト

(特別徴収義務者向け・宿泊税)も、月計

表に表示される申告区

分の上限を3段階から

10段階に変更する。な

区分の上限を、3段階から10段階へ改修することとした。来年1月にリリースする。

例えば、京都市は、オーバーツーリズム対策を充実させることを目的として、来年3月1日から宿泊税を引き上げ、税額を現行の3段階から5段階に細分化することを予定しているが、こうした動きに対応したもの。

具体的には、PCdesk Nextで

eLTAxホームページでは、同改修内容のほか、スケジュール予定や留意事項などの詳細を掲載している。

宿泊税の申告区分を改修

来年1月から10段階に

地方税共同機構はこのほど、「PCdesk Next」及びデータ作成支援ソフト(宿泊税)の改修について公表した。

令和5年10月16日からPCdesk Nextを利用して宿泊税の電子申告手続きができるようになり、現行ソフト(宿泊税)の申告

区分を最大3段階まで登録可能となっていく。

しかし、宿泊税を導入する地方団体の増加に伴い、現行の3段階の申告区分数では不足する旨の要望を地方団体から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

から受けたため、PCdesk Next

大阪で研究大会

隈研吾氏が記念講演

日本公認会計士協会

大阪で第46回研究

大会を開催した。この

研究大会は公認会計

士、外部有識者、実務

家等の研究成果などを

全国から募集した公認

会計士の前で発表し、

社会との交流を深め、

知識の吸収や資質の向

上などを目的として、

昭和54年から開催して

いるもの。

また、研究発表に先

立ち、サステナビリティ

に関する深い外部

講師を招いての記念講

演も開催しており、今

回は、建築家の隈研吾

氏が「緑の時代」をテ

ーマに講演した。

は、宿泊税の納入申告

手続きについて、地方

団体が設定可能な申告

区分の上限を3段階から

10段階に変更。これ

により、京都市のよう

な申告区分が4段階以

上の地方団体への納入

申告手続きが可能とな

る。

データ作成支援ソフト

(特別徴収義務者向け・

宿泊税)も、月計

もっと自由に もっと楽しく

日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島

TOYOSHIMA

ライフスタイル提案商社

www.toyoshima.co.jp

信賴の力で未来を切り

拓く役割を果たしてい

くため、メインテーマ

を「いのち輝く未来社

会における公認会計士

の役割」として10テ

ーマの研究発表を行い、

約950名が参加し

た。

また、研究発表に先

立ち、サステナビリティ

に関する深い外部

講師を招いての記念講

演も開催しており、今

回は、建築家の隈研吾

氏が「緑の時代」をテ

ーマに講演した。

は、宿泊税の納入申告

手続きについて、地方

団体が設定可能な申告

区分の上限を3段階から

10段階に変更。これ

により、京都市のよう

な申告区分が4段階以

上の地方団体への納入

申告手続きが可能とな

る。

データ作成支援ソフト

(特別徴収義務者向け・

宿泊税)も、月計



Best New Machine

## 最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**

本社：名古屋市千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401



# MARUTA

新しい物流サービスを創造していく  
service creation

## 丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク  
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856  
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp

名古屋南区加福本通2丁目19番地  
TEL. 052-611-1151

# 続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

59

近年、相続税改正（課税強化）に関し、「中立的な税制」ということがよく言われる。これは、贈与税が相続税の補充税であるという認識の下に、両者をできるだけ一体的に課税するために、資産移動の時期について「中立的な税制」を確立する必要がある、とするところに論拠がある。

この考え方を明確にしたのが、令和元年9月の政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」であるが、次のように提言している。

「我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移動の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。」

この提言を受けて、与党の「令和2年度税制改正大綱」及び「令和3年度税制改正大綱」でも、中立的な税制を構築する方向で検討する旨謳い、「令和5年度税制改正大綱」では、従前の中立的な税制論を総括する形で、次のとおり、具体的な税制改正を提言した。

① 相続時精算課税制度を利用しやすくするために、同制度においても、贈与税の基礎控除100万円を認める。

② 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（従前は3年以内）に当該被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。

③ 教育資金の一括贈与等に係る贈与税の非課税措置については、所要の見直しを行い、その延長を図る。

以上のような税制改正については、必ずしも、中立的な税制の目的である相続税と贈与税の一体化を図ることではなく、高齢世代から若年世

## 中立的な税制

代への財産移動の促進、格差の固定化を是正することも意図されている（与党の「令和5年度税制改正大綱」）。

ところで、相続税の課税方法については、遺産課税方式と遺産取得課税方式に区分され、前者は財産的性質が強く、後者は所得的性質が強い。また、アメリカは、伝統的に遺産課税方式を採用しており、我が国の相続税は、遺産課税方式と遺産取得課税方式の折衷方式である。

そして、「中立的な税制」とは、相続税と贈与税を一体的に課税しようとするものであるから、我が国の相続税制を遺産課税方式に移転させようとするものであろうが、前述した税制改正答申（大綱）からその意図は必ずしも明らかではない。

また、令和元年の政府税制調査会答申が指摘するように、諸外国の例を見ると、相続開始前の贈与と財産が相続財産に取り込まれる期間は、イギリスが7年、ドイツが10年、フランスが15年、アメリカが全期間である。そうすると、前記答申がいう「中立的な税制」とは、アメリカ型を志向しているようにも解される。

もっとも、このような累積期間を長期化する遺産課税方式には、次のような問題がある。一つは、納税者及び課税庁とも贈与事実の管理（施行）が困難になることである。納税者にとっても、贈与の事実を20年も、30年も管理していることは極めて困難である。平成15年税制改正で導入された相続時精算課税制度にしても、景気対策の一環として若年世代への財産移動の促進（中立的な税制の促進ではない）のために設けられたが、長年の贈与事実の管理が困難のため、それほど普及していないはずである。

もっとも重要な問題は、アメリカ方式を採用する（近づける）ことは、当該被相続人の生涯の全財産を課税対象にするわけであるから、それに対応して基礎控除額も多額であるべきである（このことは、執行の困難性にも関係する）。現に、アメリカの基礎控除額は、約16億円で、納税者数も限られているが、我が国も、「中立的な税制」と称して、アメリカ方式を見習うというのであれば、この基礎控除額もぜひ見習うべきである。都合のよいところのみを見習うのみかかかと思う。

## 地方税法を讀もう!

地方税研究会 編

### 法人住民税②

(3)資本金等の額  
法人住民税の税率は、当該法人の資本金等の額と事務所又は事業所の従業員数とによって決まります。法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額の定義は、法人税法上の資本金等の額を基本に、次に定める額を加減算することとされています（地法23①四の二、地令6の23、地令6の24、地則1の9の6、地法292①四の二、地令45の3、地令45の4、地則9の19）。①加算するもの…平成22年4月1日以後に行われた無償増資の額、②減算するもの…(ア)平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間（旧商法適用期間）に行われた無償減資による欠損補てん額、(イ)平成18年5月1日以後（会社法適用期間）に行われた資本金又は資本準備金の減少によ

### 自己株式を取得したときは 法人税法上の資本金等の額を基に計算

て発生したその他資本剰余金による欠損補てん額、ただし、この計算式によって計算された「地方税法上の資本金等の額<資本金の額+資本準備金の額」である場合には、「資本金の額+資本準備金の額」を、地方税法上の資本金等の額とすることとされています（地法52④⑤、地令8の5、地法312⑥⑦、地令48の2）。

自己株式を取得したときには、上記ただし書き以下の条文の影響を受ける場合が生じます。自己株式を取得しますと、法人税法上の資本金等の額は減少します。従って、上記不等式の左辺が減少します。しかし、自己株式を取得するときには、資本金や資本準備金を減少することは通常ありませんので、右辺は変動しません。その結果、左辺が右辺を下回り、法人住民税均等割の税率区分の基準となる額は、右辺の資本金の額に資本準備金の額を加えた額となりますので、法人住民税均等割の税率区分の基準となる額は従前のまま変わらないということになります。

(4)令和6年度外形標準課税の改正  
法人住民税ではありませんが、関連と

して外形標準課税の令和6年度改正があります。外形標準課税の対象法人は、現行基準である資本金1億円超とされていましたが、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとされました（地法附則8の3の3）。これは、与党の令和5年度改正大綱の「外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。」により、このような取扱いになったものです。

**プチコール PRO・smart**

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15 電子申告済 32.12.28 山本

プチコール smart24 電子申告済 32.12.28 東京税理士事務所

こころをひと押し SANBY サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号  
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/

ふんだんに使った生薬が 身体の芯まで温める。

**生薬の巡り湯**

生薬はじめ有効成分が 溶け出し湯へ広がる。 温浴効果とともに、 巡れ、全身へ。

薬湯

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ 人と社会を、あたためる。

**松田医薬品株式会社**

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1  
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

ONLINE SHOP はこちら Instagram はこちら

**Kihara**  
Electric Appliance & Systems

**木原興業株式会社**

本社  
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701  
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店  
大阪市・今治市

# 裁決事例集

255

## 裁決のポイント

審査請求人が、正しい売掛金の残高にするために売上高の減額処理をしたと主張する減額処理額について、当該事業年度の収益額から減額することはできないと請求を棄却した事例。

審査請求人が、取引先に対する売上高から売掛金の金額を減額したことについて、原処分庁は、売上高から減額すべき理由はないとして、法人税等及び消費税等の更正処分等をした。これに対し、請求人は、当該減額した金額は設立以来の売上金額の見積計上によって過大となった売掛金の残高を正しい金額に修正したものであり、売上高から減額できるとして、原処分の一部の取消しを求めた。国税不服審判所は、請求人と本件取引先の間において、見積計上していた金額と異なる金額として売上金額が確定したなどの事実は認められないことから、本件減額処理額を当該事業年度の収益の額から減額することはできないとして、請求を棄却した(令和6年9月13日付、非公開裁決)。

## 事案の概要

請求人は、建築に付随する管工事及び電気工事などを目的とする法人であり、空調設備等の工事を請け負っている。

請求人は、請求人の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度(元年9月期)において、各売上げの金額を総勘定元帳の売上高勘定に計上した(本件各売上計上額)。

請求人は、元年9月30日付で、元年9月期の総勘定元帳の売上高勘定について、相手科目を売掛金勘定の「売掛金」

# 請求人と取引先で異なる売上金額の事実なし、売上高の減額処理を認めず

編集部編

として、当該売上高勘定の金額を1531万592円減額した(当該仕訳処理を「本件減額処理」といい、当該減額した金額を「本件減額処理額」という)。

なお、請求人は、消費税及び地方消費税の経理処理について、税込経理方式を適用している。

請求人は、元年9月期及び元年10月1日から2年9月30日までの事業年度(2年9月期)といふ2年9月期を併せて「本件各事業年度」というの法人税について、いずれも法定申告期限までに申告した。また、各課税事業年度(元年9月課税事業年度および2年9月課税事業年度)といふ、これらを併せて「本件各課税事業年度」というの地方法人税について、いずれも法定申告期限までに申告した。

さらに、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの課税期間(元年9月課税期間)の消費税等について、法定申告期限までに申告した。

原処分庁は5年6月30日付で、本件減額処理額を元年9月期の売上高から減額すべき理由がないなどとして、本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の地方法人税及び元年9月課税期間の消費税等について、各更正処分をし、本件各事業年度の法人税、2年9月課税事業年度の地方法人税及び元年9月課税期間の消費税等について、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

請求人は、各更正処分及び各賦課決定処分を不服として、5年9月28日に審査請求をした。

争点は、本件減額処理額は、元年9月期の収益の額から減額され、また、本件減額処理額の税抜金額は、元年9月課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額から減算されるか否か。

## 請求人の主張

設立以来、空調設備等の工事を請け負っている取引先(本件取引先)に対する売上高を、工事が完了した日の月末に、工事原価に適正な利益額を推定して加算した見積金額で計上した。このように見

積計上した売掛金の金額と実際の入金金額との差額の具体的な発生経緯は不明だが、当該売掛金の残高が、長期間にわたる過大な金額で残り続けていた。

元年9月末において、当該売掛金の残高を正しい売掛金の金額にするために、減額処理を行い、過大となっていた売掛金の残高を実際の金額である翌月の入金額にまで減額した。

したがって、本件減額処理は、あまりにも売掛金の残高が大きくなり実態とかけ離れた金額となったため、すでに計上していた売掛金の残高を正しい金額にするものである。

## 審判所の判断

法人税法の取扱いにおいて、収益の額が減額される理由としては、見積額がその後確定した対価の額と異なった場合や売上値引き、売上割戻しがあった場合などが考えられる。

本件各売上計上額と取引先が計上した請求人に対する外注費の各金額は整合しているところ、請求人が元年9月30日に本件減額処理を行ったのは、請求人の判断で行った請求人内部の会計処理であって取引先との関係性はなく、また、元年9月期と同期間において、当該外注費の金額から本件減額処理額に対応する金額を減額するなどの処理を行っていない。そうすると、請求人が、取引先に対する売上に係る対価の額として計上した金額のうち本件減額処理額に相当する金額について、元年9月期に、請求人と取引先との間において、見積額と異なる金額として確定する旨を合意した事実及び売上値引き、売上割戻しがあった事実は認められない。

また、請求人が元年9月期に本件減額処理をすべきその他の事実も認められない。

したがって、本件減額処理額は、元年9月期の収益の額から減額されず、また、本件減額処理額の税抜金額は、元年9月課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額から減算されない。

# 注目の一冊

国税OB税理士による  
税務調査のすべて  
(改訂版)

武田 恒男 編著

税務調査は、納税者と税務調査官、そして顧問税理士がレベルを高め、信頼関係を築き、協力していくことで、効率的・理想的なものとなる。本書では、課税当局に勤務経験のある税理士等がQ&A形式により、税務調査の税目別対策のポイントを解説。いつ税務調査を受けても企業が適切に対応できるように準備するための指南書。

具体的には、国税組織の調査等における取組方針・調査体制等、国税通則法の改正、税務調査の特性・内容、調査手続の概要、調査通知と加算税、事前通知を要しない調査、実地調査、調査終了の際の手続、加算税などの項目を掲載。

税目別の対策ポイントでは、「人材派遣会社との雇用契約に基づく労働の対価」「古い資料の提出を求められたときの税務調査への対応」「経理担当者が留意すべき税務調査のポイント」「課税事業者を選択する場合の留意点」などを解説。

前版(令和4年9月刊)以降の改正等に対応した最新版。

B5判、824ページ。定価5830円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL.03-3829-1414、FAX.03-3829-4001)。



# 北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

## 事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食品品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

**HSK**

ホクト商事株式会社

- |       |  |
|-------|--|
| 本社    | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号<br>TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777  |
| 中部事業部 | 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号<br>TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255    |
| 関西事業部 | 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号<br>TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417   |
| 関東事業部 | 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号<br>TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071  |
| 北陸事業部 | 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地<br>TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011  |
| 九州事業部 | 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号<br>TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031 |

# おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 司法書士 内田 光人

11

## 死後事務委任契約って何だろう？

(はじめに)

人が亡くなると、葬儀・火葬・埋葬の手配、病院や介護施設費用の支払い、公共料金や家賃の精算、遺品整理に加え、近年は、パソコンやスマートフォンのデータ消去、SNS等のアカウント閉鎖、さらにはペットの引き取りといった多岐にわたる事務が必要となります。これらは相続手続きとは異なり、緊急性や実務対応力が求められます。

しかし、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などにより、先述のような死後の事務を依頼できる家族がいない、または事情により頼れない方が増えています。

遺言や公正証書遺言などには、厳格な要件が求められます。一方、死後事務委任契約は、葬儀や納骨方法、遺品整理、デジタルデータの処理、関係者への連絡など、相続財産に直接関係しない事項も柔軟に定められます。ただし、相続や遺贈など法律で定められた事項は遺言書で行うべきであり、遺言書と死後事務委任契約は区別した上で、両者を組み合わせて準備することが望ましいと考えられます。

(委任事務の流れ)

受任者は、委任者の死亡通知を受けると直ちに契約内容に沿って事務を開始します。通知方法は、病院や施設の職員、親族、友人など、事前に連絡先を指定しておくことが重要です。生前に推定相続人へ契約の存在と内容を説

## デジタルデータの処理などを委任

そのような方のために死後事務委任契約が注目されるようになりました。

(死後事務委任契約とは)

死後事務委任契約とは、生前に本人(委任者)が、信頼できる受任者に対し、自らの死後に必要な事務を行うよう依頼する契約です。民法上、委任契約は本人の死亡により終了するのが原則(民法653条)ですが、これは任意規定であり、特約により死亡後も効力を存続させることが可能です。したがって、契約書には必ず「委任者死亡後も契約を終了しない」旨の条項を設けます。また、委任契約は相続人が解除できるのが原則ですが、死後事務の性質上、これを自由に解除されると本人の希望が実現できません。そのため「相続人による解除不可」の特約を設けることとなります。

(遺言書との違い)

遺言書は、遺言者の単独行為で効力を発し、相続や遺贈、遺言執行者の指定、認知など法律で列挙された事項に限り法的拘束力があります。自筆証書

明しておく、協力が得やすくなります。説明がなかった場合は、受任者から相続人に連絡し、必要に応じ協力を依頼します。事務完了後は相続人に結果を報告し、契約で定めた報酬があれば請求します。報酬や費用精算の方法は、預託金や事前払い、または相続財産からの支払い方法を契約に明記しておくとい良いでしょう。

(最後に)

死後事務委任契約には、受任者が委任者の死亡を知る仕組み(連絡先リスト、医療機関への届出など)、事務遂行に必要な資金や報酬の受領方法(預託金、信託の利用など)、関係者への報告範囲と方法(親族、または第三者)、デジタル遺品やSNSアカウントの処理における権限と手順といった課題がありますが、生前の準備と契約内容の工夫で乗り越えることができます。何もしなければ、死後に希望を実現することは困難です。信頼できる受任者との間で、死後事務委任契約の締結を検討することが大切です。

## 映画好きの税理士のひとこと

■税理士 石本 力

シリーズ化を自論むルーカスは、娯楽性の高いエピソード4から製作する道を選んだのです。

旧三部作の完結から16年を経て、新三部作(エピソード1〜3)の第1部『スター・ウォーズ：エピソード1 ファントム・メナス』が1999年7月に公開されました。

秘められたフォースの力を宿す少年アナキン・スカイウォーカーが、やがて銀河を震撼させるシスの暗黒

## スターウォーズ・シリーズの世界②

～永遠の愛を貫きダークサイドへ～

第1部となる本作では、辺境の惑星に住む貧しい少年アナキン(ジェイク・ロイド)が、後に師匠となるオビワン・ケノービ(ユアン・マクレガー)やアナキンのダークサイドへ堕ちていくきっかけとなる最愛の女性パドメ・アミダラ(ナタリー・ポートマン)との出会いを描いています。

第2部『エピソード2 クローンの攻撃』では、前作から10年後、数百年の惑星に広がった分離主義運動によって共和国が混乱に陥る中、パドメ・アミダラ元老院議員の暗殺未遂事件が発生。オビワンのもとで修業を積んだアナキン・スカイウォーカー(ヘイデン・クリステンセン)がパドメ・アミダラの護衛を任せられます。

やがて、二人は禁断の恋に落ちていく展開へ。アナキンとパドメの恋物語が甘く切なく描かれています。最終章第3部『エピソード3 シスの復讐』では、念願叶って結ばれたアナキンとパドメ。任務から帰還したアナキンは、妻パドメが妊娠していることを知りますが、やがてパドメが出産とともに死んでしまう悪夢にうなされるようになります。その後、アナキンは評議会からパルパティーンの動向を探るよう密命を下され任務に向かいますが、疑心を見抜かれ、パルパティーンから自分こそがフォースの全てを知りつくし、暗黒面

の力で人を死から救うことができると明かされます。アナキンはパドメを救いたいという一心から次第に暗黒面へと傾いていくのです。ラストは、パドメの命を救うため、暗黒面へ堕ちて力を手に入れる覚悟を決めたアナキンが師匠オビワンの決戦に臨みます。壮絶な格闘の末、瀕死の重傷を負って敗れたアナキンは、ダークサイドによってダース・ベイダーとして再生させられます。一方、パドメは双子(レイアとルーク)を出産し、亡くなってしま

います。私としては、たとえ暗黒面に支配されようとも、一途な愛を貫いたアナキンの生き様を絶賛したいと思

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度における贈与税の実地調査の件数になります。

答え = 、、、 件

ナンプレの予想難易度：5

2	1	5	8		4
5			4	9	1
	4		1	5	
6	8		C	3	7
4	3	D		A	B
	9	6		4	
7	3	2			8
6		7	3	2	1

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月28日(日)

前回の答え **13.3**%

## TAX ナンバープレイス

# 真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

夢中で未来を変えていく。 上坂会計グループ

税務の申告と相談は

## 税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿  
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地

TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176

福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312

TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245

小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100

TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

変化に対応し、適正公平な課税を実現

関信局の中村局長が就任会見

財務省・国税庁の7月1日付の人事異動により、関東信越国税局長に就任した中村稔氏(国税庁長官官房審議官)がこのほど、就任会見を行った。中村局長は「国際化やデジタル化が進む中で、変化に柔軟に対応して我々に与えられた適正公平な課税の実現に向けて税理士の方々や法人会、青会といった関係団体と連携して取り組んでいきたい」と抱負を述べた。



また、キャッシュレス納付の普及に関しても、令和8年度までにキャッシュレス納付の割合を5割にすることを目指している。個人、法人のe-Taxの利用は5割を超えるが、キャッシュレス納付に結びついていないところもある。関係者の皆さまと協力し、その割合を少しでも上げられるように努力してまいります。

10月17日開催 オンラインセミナー 税理士が知っておきたい相続トラブル事例 最新税賠裁判例から学ぶトラブル予防策 (アーカイブ配信あり)

「相続トラブル事例」では、相続実務において実際に生じている課税上の問題について、相続トラブルにならないための留意点等を解説し、「トラブル予防策」では、最近の税賠訴訟に係る裁判例を多数挙げながら、日々の税理士業務において、税賠リスクの高い、特に注意しなければならないポイントを抽出して解説します。

日時 2025年10月17日(金) 13:30~16:30 ※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型 (ライブ配信と後日に提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます)

【アーカイブ配信期間】 10月27日~11月10日

講師 弁護士・間瀬まゆ子(ませ・まゆこ)氏 慶應義塾大学法学部法律学科卒。2000年弁護士登録。2001年から2004年鳥飼総合法律事務所、2005年から2023年間瀬法律事務所、2023年から三浦法律事務所(パートナー)。また、2010年から東京税理士会支部研修会講師、2016年から東京家庭裁判所家事調停委員、2021年から野村資産承継研究所客員研究員を務める。

受講料 1名につき 15,000円 (税込・レジュメ代を含む) ※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ 申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



括国税調査官、清水俊彰個人課税第一部門記帳指導推進官が出席。協議会では、会員指導等の現状と今後の予定、会員数の現状報告、令和6年分確定申告相対確定申告相談会に向けて事務局から報告があった。その後、同署の清水記帳指導推進官が「令和7年度税制改正について」、杉森個人課税統括官が「国税庁LINE公式アカウントの利用」や「確定申告を行う上でのマインポータル連携について」をテーマに研修を行った。



富山青色申告会(田畑彰会長)はこのほど、ANAクラウンプラザホテルで拡大役員協議会を開催した。写真撮影は、富山税務署の鈴木高之署長、中村貴志副署長、杉森功昌個人課税第一部門統括指導推進官が出席した。

中学生の税の作文の書き方教室を開催 杉並青申会 東京・公益社団法人杉並青色申告会(笠原和紀一会长)は8月12日、杉並区産業商工会館展示室で中学生の「税についての作文」の書き方を教えるセミナー「税の作文」書き方教室を開催した。写真撮影は、同セミナーは、今年で5回目の開催となり、都内の中学3年生約15人が参加した。



駅前で税金クイズ 小学生ら463人が挑戦 坂出法人会青年部会 香川・公益社団法人坂出法人会青年部会(柴田孝一郎部会長)は、夏休み中の児童・生徒に税金への関心を高め、税金について話してほしいと、坂出駅前「税金クイズ」を実施した。当日は、家族連れの子供など463人が税金にまつわるクイズに挑戦した。写真撮影は、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

まず初めに、同会の職員が課税の公平性をテーマに税の説明を行った。その後、国語の教員免許を持つ専門家が、冒頭で学んだことから税の作文を書く方法について説明し、書き始めるための「アイデアシート」に作文で伝えたいこと、具体的な体験や思い、書く順番を書き込んだ。楽しみながら税を学

ぶとともに、作文の書き方のコツだけではなく、普段の文章作成でも使える内容の書き方教室は好評だった。

ブロック合同研究会に60人出席 中川青申会 愛知・一般社団法人中川青色申告会(西垣直哉会長)は8月22日、名古屋工業研究所でブロック合同研究会を開催した。写真撮影は、石渡英二署長、日本政策金融公庫熱田支店の成島高理支店長を来賓として招き、同会役員・支部会員ら約60人が出席した。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

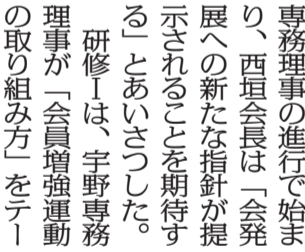


研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

研修IIは、石渡署長が「正しい申告をしていただくために」をテーマに、適正・公平な税務行政の推進のためには、①無申告者の把握・調査、②消費税の不正還付防止、③富裕層の適正課税の確保などが大切だと述べた。研修IIIは、成島支店長が「トランプ関税に伴う金融情勢について」をテーマに、各企業の対応状況や最近の経済動向について説明を行った。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

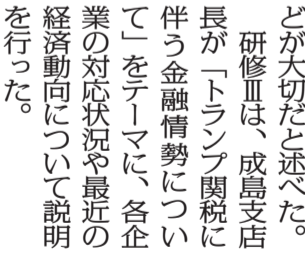


研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

として「カスハラを想定した事前の準備」実際に起こった際の対応」について具体的な事例を交えたわかりやすい説明があった。

受講者からは「実際に起こった内容が参考になった」「カスハラメントを受けたときの対応を具体的に知ることができた」「非違事項の調査の資料が大変参考になった」などの声が上がっていた。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。



研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

札幌五法人会がセミナーを開催 土田弁護士が講師 札幌五法人会はこのほど、札幌市の北海道経済センターで弁護士土田史氏を迎え「カスハラメント対応術」実践すべき8つの指針」と題してセミナーを開催した。写真撮影は、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まり、西垣会長は「会発展への新たな指針が提示されることを期待する」とあいさつした。研修Iは、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、中川会を取り巻く現況を説明した。その後、安藤文雄副会長が、同会が東海地区モデル会の指定を受けて今年で4年目となる旨の説明があった。

豊かな経験、確かな技術。



大電工業株式会社 取締役社長 長瀬 裕亮 本社/〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6 TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621 支店/愛媛 営業所/徳島・北島 建設所/綾川

なんでも相談していただける 金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

本店/一宮市若竹3丁目2番2号 TEL (0586) 75-6201

